１か月単位の変形労働時間制に関する労使協定書

　○○株式会社と従業員代表○○○○は、１か月単位の変形労働時間制に関し、下記のとおり協定する。

（勤務時間）

第1条 　所定労働時間は、１か月単位の変形労働時間制によるものとし、１か月を平均して週40時間（44時間）を超えないものとする。

2 　本社及び支社に勤務する従業員の所定労働時間、始業時刻、終業時刻及び休憩時間は、次のとおりとする。

(1) 毎月１日から20日まで

所定労働時間１日7時間（始業：午前９時、終業：午後５時、休憩：正午から午後１時まで）

(2) 毎月21日から月末まで

所定労働時間１日９時間（始業：午前８時、終業：午後６時、休憩：正午から午後１時まで）

3 　店舗に勤務する従業員の所定労働時間、始業時刻、終業時刻及び休憩時間は、原則として次の各号の勤務パターンの組み合わせによるものとし、会社が毎月〇〇日までに勤務シフト表を作成し、従業員に周知するものとする。ただし、従業員の同意により勤務パターンの時刻を変更して勤務シフト表を作成することができる。

(1) Aパターン（１日７時間30分）

|  |  |
| --- | --- |
| 始業・終業時刻 | 休憩時間 |
| 始業　　午前５時45分 | 午前８時45分から午前11時15分までの時間帯における45分 |
| 終業　　午後２時00分 |

(2) Bパターン（１日７時間30分）

|  |  |
| --- | --- |
| 始業・終業時刻 | 休憩時間 |
| 始業　　午後１時45分 | 午後４時45分から午後７時15分までの時間帯における45分 |
| 終業　　午後10時00分 |

(3) Cパターン（１日７時間30分）

|  |  |
| --- | --- |
| 始業・終業時刻 | 休憩時間 |
| 始業　　午後９時45分 | 午前０時45分から午前３時15分までの時間帯における45分 |
| 終業　　午前６時00分 |

（休　日）

第2条 　本社に勤務する従業員の休日は、土曜日、日曜日、祝祭日及び年末年始（４日間）とし、日曜日を法定休日とする。

2 　店舗に勤務する従業員の休日は、店舗の営業状況を踏まえて各従業員に振り分け、前条第３項の勤務シフト表により従業員に周知する。この場合、休日は、原則として２月は８日以上、その他の月は９日以上とし、少なくとも１週間に１日の休日が確保できる範囲で定める。

（起算日）

第3条 　１か月の起算日は、毎月１日とする。

（適用対象者）

第4条 　本協定による変形労働時間制は、本社及び店舗に勤務する従業員を対象とする。

（適用除外）

第5条 　前条にかかわらず、妊娠中又は産後１年以内の女性従業員のうち請求した者及び18歳未満の年少者には、本協定を適用しない。

（家庭的責任を有する者等への配慮）

第6条 　育児を行う者、老人等の介護を行う者、職業訓練又は教育を受ける者その他特別の配慮を要する従業員に対する本協定の適用に当たっては、会社は従業員代表と協議するものとする。

（有効期間）

第7条 　本協定の有効期間は、　　　年　　月　　日から同年　　月　　日までとする。

　　　　年　　月　　日

○○株式会社　従業員代表　○○○○　㊞

○○株式会社　代表取締役　○○○○　㊞